

各事業所運営法人等代表者 様

いわき市長 内田 広之  
( 公 印 省 略 )

相談支援事業所・居宅介護支援事業所間等の兼務について（通知）

平素より、本市の福祉行政の推進に多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
標記のことについて、基準省令上、計画相談支援事業の業務は、業務に支障がない場合は他の職務との兼務が可とされているところですが、今般、居宅介護支援事業所の職務との兼務について、基準省令に基づき以下のとおり整理しましたので、通知します。

1 相談支援事業所（障害福祉サービス）と居宅介護支援事業所（介護保険サービス）の間での兼務について

同一敷地又は隣接地への併設を前提として、居宅介護支援事業所と計画相談支援事業所（障害児相談支援含む）の職務は、それぞれの業務に支障がない場合において、同時並行的に行われることが差支えない業務として兼務を認めます。

常勤・非常勤の判断については、居宅介護支援事業所の勤務時間と、計画相談支援事業所の勤務時間を合算し、合算後の勤務時間で常勤・非常勤の別を判断します。

上記取扱いによって、いわゆる「一人ケアマネ事業所」の相談支援事業への参入が可能であると改めて整理するものです。

| 主とする職務<br>兼務先の職務               |             | 居宅介護支援   |             | 計画相談支援   |             |
|--------------------------------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|
|                                |             | 管理者      | 介護支援<br>専門員 | 管理者      | 計画相談<br>支援員 |
| 居宅介護<br>支援                     | 管理者         |          | ○           | ○<br>(※) | ○<br>(※)    |
|                                | 介護支援<br>専門員 | ○        |             | ○<br>(※) | ○<br>(※)    |
| 計画相談<br>支援<br>(※障害児相談<br>支援含む) | 管理者         | ○<br>(※) | ○<br>(※)    |          | ○<br>(※)    |
|                                | 計画相談<br>支援員 | ○<br>(※) | ○<br>(※)    | ○<br>(※) |             |

※ 業務に支障がない場合

## 2 常勤・非常勤の確認方法

事業所より提出していただく「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」において、計画相談支援又は居宅介護支援の兼務状況についても記載する取扱いとしますので、今後提出する場合は、兼務状況についてもご記載願います。

## 3 その他

業務への支障の有無については、兼務の状況やそれぞれの職務に係る勤務時間等を勘案し、個別に判断することとします。

なお、計画相談支援業務又は居宅介護支援業務に支障をきたしていることが指導監査等で確認された場合は、報酬の返還等が生じる可能性がありますのでご注意ください。

### 【事務担当】

(障がい福祉)

いわき市障がい福祉課事業係 木田、渡邊

電話：0246-22-7486／FAX：0246-22-3183

メール：[shogaifukushi@city.iwaki.lg.jp](mailto:shogaifukushi@city.iwaki.lg.jp)

(介護保険)

いわき市介護保険課長寿支援係 吉田

電話：0246-22-7453／FAX：0246-22-7547

メール：[kaigohoken@city.iwaki.lg.jp](mailto:kaigohoken@city.iwaki.lg.jp)